

兵庫県公報

平成29年3月23日 木曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（県民生活課）	1
○ 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	2
○ 国民健康保険運営協議会規則（医療保険課）	2

公布された法令のあらまし

●県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第6号）

特定非営利活動促進法の一部改正により、仮認定特定非営利活動法人の名称が特例認定特定非営利活動法人に変更されること、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人の海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の知事への事前提出が不要となること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第7号）

一般職に属する職員の給与改定に準じ、単純な労務に雇用される職員の給与改定を行うこととした。

●国民健康保険運営協議会規則（規則第8号）

国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議を行うため設置する国民健康保険運営協議会の組織及び運営に関して必要な事項を定めることとした。

規 則

県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第6号

県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則（平成10年兵庫県規則第91号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「又はインターネットの利用」を削り、同条第2項及び第3項中「第24条の4」を「第24条の3」に改める。

第22条の見出し中「助成金支給書類等」を「助成金支給書類」に改め、同条第2項を削る。

第23条の見出しを「(特例認定申請書等)」に改め、同条第1項中「様式第22号」を「様式第21号」に改める。

第24条第1項中「様式第23号」を「様式第22号」に改める。

様式第5号注4中「又は仮認定特定非営利活動法人」を「又は特例認定特定非営利活動法人」に改め、同様式注4(1)中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定の」を「特例認定の」に改め、同様式注4(2)中「仮認定」を「特例認定」に改め、同様式注4(3)イ(キ)中「(その金額が200万円以下の場合に限る。)」を削り、同様式注4(4)中「及び第4項に規定する次の」を「に規定する助成金の支給の実績を記載した」に改め、同様式注4(4)ア及びイを削る。

様式第14号(裏面)の部中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

様式第15号中「過去の仮認定」を「過去の特例認定」に、「(仮認定)」を「(特例認定)」に、「仮認定取消し」を「特例認定取消し」に改め、同様式注2中「仮認定」を「特例認定」に改める。

様式第17号及び様式第18号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

様式第19号中「仮認定」を「特例認定」に改め、「(その金額が200万円以下の場合に限る。)」を削る。

様式第20号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

様式第21号を削る。

様式第22号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定を」を「特例認定を」に、「仮認定の」を「特例認定の」に改め、同様式を様式第21号とする。

様式第23号中「仮認定」を「特例認定」に改め、同様式を様式第22号とする。

附 則

この規則は、平成29年 4月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の 2 第 2 項及び第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。



単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第 7 号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県規則第16号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「、職員」の右に「(第10条の規定により一般職員の例により支給する期末手当について、給与条例第25条第 5 項の規定による期末手当基礎額の加算を受ける者に限る。)」を加え、「次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合」を「100分の0.7」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、平成29年 4月 1 日から施行する。



国民健康保険運営協議会規則をここに公布する。

平成29年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第 8 号

国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。以下「改正法」という。）附則第 7 条の規定による国民健康保険事業の運営に関する方針の作成に関すること。
- (2) 改正法附則第 9 条の規定による国民健康保険事業費納付金（改正法第 4 条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の 7 第 1 項に規定する国民健康保険事業費納付金をいう。）の算定に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する重要事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員14人で組織する。

(委員の委嘱)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する者
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医又は保険薬剤師を代表する者
- (3) 公益を代表する者
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 7 条第 3 項に規定する被用者保険等保険者を代表する者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

(会長)

第6条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる協議会は、第7条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

(この規則の失効)

- 3 この規則は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。